



障害福祉計画の概要をお知らせします

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871

施策の体系

I 計画の基本的理念等

- 1 計画策定の趣旨および目的
- 2 基本的理念
 - (1) 地域生活の実現
 - (2) 「働きたい」の実現
 - (3) 地域共生を図るため
- 3 法令の根拠及び高浜市障害者計画等の関係
- 4 計画策定のための体制
 - (1) ニーズ調査の実施
 - (2) 障害のある方の雇用に関する意識調査の実施
 - (3) パブリックコメントの実施
 - (4) 障害者団体等との意見交換
 - (5) 「人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」による検討

II 計画項目および見直しの時期

- 1 計画項目の体系
- 2 計画期間・見直しの時期

III 平成23年度における目標値

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行
- 4 就労継続支援利用者のうちA型の割合
- 5 就労移行支援事業の利用者数
- 6 委託訓練の受講者数
- 7 試行雇用事業（トライアル雇用）開始者数
- 8 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の開始者数
- 9 障害のある方の日中活動・住まいの動向

IV 障害福祉サービス等の必要な量の見込み（月間利用量）およびその見込量確保のための方策

- 1 各年度における必要な量の見込み（月間利用量）
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
- 2 見込量確保のための方策
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援

V 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量
- 2 見込量確保のための方策

VI 高浜市独自の取り組みに関する事項

- 1 地域生活の実現に向けての支援、障害者おためし外泊支援事業、「子ばなれ」プロジェクトへの支援
- 2 「働きたい」の実現に向けての支援（障害者雇用の促進）
 - (1) 企業体験実習手当金等支給事業
 - (2) 就労支援ネットワークの推進（障害者就労支援会議）
 - (3) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業
 - (4) 障害者雇用プロジェクトの設置

VII 円滑な運用のための「障害者地域自立支援協議会」等の設置

VIII 計画達成状況の点検及び評価

②「働きたい」の実現
「働く」ということは、労働の対価として賃金を得て、自由に物が買えるという経済的な側面だけではなく、仕事に伴う責任感や達成感、職場の同僚との交流などは、社会性や人間性を育むうえで非常に重要な意味を持ちます。地域での自立した生活を現実的なものとしていくためには、「働きたい」という意欲や希望をもった障害のある方が、その有する能力や適性に応じて働けるよう支援

していくことが重要となります。また、障害のある方の雇用に関しては、障害者施策の進展や充実により、かつては一般就労が難しいとされてきた障害のある方にも就労の可能性が開けてきました。例えば、障害者自立支援法においては、企業での就労を促進するため新たに「就労移行支援事業」が創設され、障害のある方の就労支援の充実が図られました。そこで、本市においても「就労移行支援事業」に積極的に取り組み、

サービス事業所をはじめ企業や関係機関とも連携し、障害のある方の「働きたい」の実現を目指します。就労に向けた支援では、一人ひとりの適性にあった職場探しや仕事に対する不安を自信に変えていく訓練が重要となります。特に、障害のある方の仕事に対する意欲を高め、職場での安定・定着を図るためには、「職場開拓」をはじめとした「職場での支援」、「フオーアップ」や「仕事以外での社会的側面での支援」など職

基本的理念

少子高齢化の進展、価値観や生活様式が多様化する中で、私たちが取り巻く地域社会や家族関係も大きく変化してきています。障害の分野においても、ノーマライゼーション※の理念が浸透し、これまでも増して障害のある方が地域で自立した生活ができるよう支援することが求められています。そこで、障害のある方が、働くことを含め、希望や目標を持って、いきいきと日中活動に取り組み、地域社会の一員として、住み慣れた地域で自立して、安心して暮ら



障害者地域生活支援施設「みんなの家」

し続けられるよう必要となる基盤整備を進めていきます。基盤整備を進めていくため、次の3項目を重点に、サービス事業者及び関係機関との連携はもとより、地域住民との協働により地域一体となって取り組んでいきます。※ノーマライゼーション
障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障する

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、新たな福祉サービス体系のもとで、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた支援が始まりました。また、障害者自立支援法では、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、「障害者福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」の提供体制の確保に関する計画となる、障害福祉計画を策定することされました。この計画は、市民、学識経験者および福祉関係団体など15人の方々による一人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会での検討や市民からの意見公募（パブリックコメント）を経て決定されたもので、その概要をお知らせします。



チャレンジサポートたかはま

① 地域生活の実現

重い障害があっても、地域での生活を継続できるよう、日々の生活を豊かにし、人としての可能性を広げようとしていくという視点での支援が求められています。しかし、障害のある方が地域で生活していくうえで必要とするサービスの多くは、市外の事業所に依存せざるを得ない状況にあることから、市内でのサービス提供体制を充実するとともに、重度の障害のある方にも対応し得るサービス提供体制を確保することが重要となります。また「施設での生活から地域生活へ」という流れの中で、長年に渡り施設に入所または病院に入院していた方は、環境の変化に順応することが得意でない場合が多いため、新たに地域生活を始める際には、徐々にステップアップを図っていくような試行的・段階的な取り組みなどの配慮が必要です。

③ 地域共生を図るため
障害のある方が地域で日々暮らしということが、いつも周りの支援に支えられながら暮らすということではなく、地域に暮らすべからず、互いに理解し合い、認め合い、そして思いやりを持って暮らしていくことではないでしょうか。時には、障害のある方も自らが持つ能力を生かし支える側となり、地域での役割を担い、地域の一員として認められることで、はじめて地域で共に暮らしていることを実感できるのではないのでしょうか。そこで、障害に対する理解を深めるとともに、障害の有無や年齢に関係なく、誰もが互いの人格と個性を尊重し合い、障害のある方も地域での役割を担い、地域の一員として誇りを持ち、いきいきと暮らせる「地域共生のまち たかはま」の実現を目指します。